

シティプラザ 使用規定

《シティプラザ設置の位置づけと目的》

第1条 シティプラザ設置は、豊田まちづくり株式会社（以下、当社という）が運営・管理している商業ビルの付帯施設としてイベント等を開催する集客スペースの位置づけとともに、中心市街地の賑いづくり・活性化の役割・機能を担い、「駅西地区の交流拠点づくり」、「回遊動線の改良による利便性の向上」、「安らぎの場の創出」を目的とする。

《施設仕様》

第2条 シティプラザの概要ならびに施設は以下のとおり。

- ・全体（約900平方メートル）
- ・ステージ（約36平方メートル 高さ：680mm）
- ・その他、電源・備品等詳細は別紙参照

《運営管理者》

第3条 シティプラザの運営管理は、当社が行い、営業企画部が窓口となる。

《使用日と使用時間》

第4条 シティプラザ使用日、使用時間は以下のとおりとする。ただし、それ以外の使用月、使用時間については、当社の協議により決定する。

1. 使用可能日時・・・T-F-A-C-Eの休館日を除く年中
2. 使用時間・・・午前9時から午後8時

（スピーカー等使用の音楽催事は午前9時30分から午後4時）

※使用時間には会場の準備（搬入・搬出等）・撮影・リハーサル・後片付けの時間を含む。

《期間および使用料等》

第5条 使用期間は申請内容にもとづき当社が設定する。使用料金は、別紙「使用料金表」にもとづく。ただし、営利を目的としない活動で、次の項目のいずれかに該当すると当社が判断した場合、使用料金の緩和を行うものとする。

1. 当社として、実行される催事の趣旨に賛同できるもの（公共性・将来性などから判断）
2. 当社主催のものや、当社が実行委員会に含まれているもの

《申込と承認》

第6条 シティプラザを使用する場合は、別紙「シティプラザ使用届出」を記入のうえ、企画書、会場使用レイアウト、タイムテーブル等を添付し、当社に提出、承認を得るものとする。

1. 届出は、使用希望日の初日から数えて、6か月前から提出できるものとする。
2. 届出は、使用希望日の初日から数えて、2週間前までに行うものとする。
3. 届出は、所定の書面の提出によって取扱われるものとする。また事前に電話等の口答で確認した場合も、必ず書面での届出をするものとする。
4. 届出の受理は、原則として書面の提出順とする。ただし、使用希望日が重複した際は、当社が責任を持ってその都度判断、決定する。

《使用の制限》

第7条 シティプラザ使用にあたって、次の項目のいずれかに該当すると当社が判断した場合、使用の承認をしない。また、承認済みおよび使用中であっても、以下の行為がなされたら当社が判断した場合、その行為を中止し、その使用者に退去を命ずる。なお、このために生じた損害の賠償を当社は一切行わない。

1. 公の秩序、善良の風俗を害するおそれがある場合。
2. 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかける動物その他物品を携行する場合。
3. 集団的に、または常習的に暴力的不適當行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる場合。
4. 個人の政治活動・宗教活動を行うおそれのある場合。
5. 関係官庁から中止命令が出た場合。
6. 商業ビル内の店舗の営業に支障をきたす催事等を行う場合。
7. 3日以上同一内容の物販催事で、商業ビル内の店舗と同業種の場合。
8. 当社の管理上必要な指示に従わない場合。
9. シティプラザの設置目的、または当社事業の運営・管理に支障を及ぼすおそれがあると当社が判断する場合。

《行為の禁止》

第8条 シティプラザにおいて、次に掲げる行為を禁止する。ただし、当社の許可を受けて行う場合は、この限りではない。

1. 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為。
2. 施設（その付属設備を含む。）を汚損、損傷、または滅失するおそれのある行為。
3. 他人に危害を及ぼし、または迷惑をかける行為。
4. 非常に大きな音をだす行為。
5. 立入禁止区域内に立ち入る行為。
6. 労働争議・募金・署名および勧誘などの行為。
7. 貼り紙若しくは貼り札をし、または広告を表示する行為。
8. 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れる行為。
9. 駐車場としての利用行為。
10. 使用の権利を他に譲渡、転貸する行為。
11. 虚偽その他不正な手段により使用等の許可を受ける行為。
12. シティプラザの設置目的に反する行為、または管理上支障を及ぼすおそれがあると当社が判断する行為。

《使用に際しての遵守事項》

第9条 シティプラザ使用にあたって、使用承認対象者は次の事項を遵守するものとする。

1. シティプラザ使用期間中（搬出入時含む）の人的・物的損害に対する賠償責任は、使用者の負担とする。使用期間中の観客整理および安全管理は、使用者が責任をもって行うこと。
2. 指定の場所（別紙 図面参照）以外は一切使用しないこと。
3. シティプラザ内に設置の建物・諸設備・器具・備品を、当社の許可なく動かさないこと。
4. 可動物（備品等）を設置する場合は、使用者が責任を持って安全管理を行うこと。
5. 看板・ポスター・チラシ等の掲示は、予め当社の承認を必要とし、所定の場所以外には掲示をしないこと。また終了後は速やかに撤去すること。
6. 使用中に建物・設備・備品等の破損、紛失が生じた場合は、使用者の費用負担により復旧すること。
7. 使用にあたり官公庁の定める関連法規等を遵守し、必要な場合承認手続を取ること。
8. 使用中、準備・撤去時間も含め、使用者または責任者は必ず会場に常駐すること。
9. 搬出入の車両の乗り入れについては、当社の指示に従うものとする。
10. 本規定に定めのない事項は、当社の指示に従うこと。

《使用前の打ち合わせ》

第10条 使用許可対象者は、使用日の2週間前までにスケジュール・プログラム・設営（レイアウト）・設備等について当社と予め打合せを行うものとする。

《使用解約ならびに罰則等》

第11条 使用解約による違約金は以下のとおりとする。

1. 使用申込の承認を受けた後、使用者の都合で使用の取消をする場合
 - ① 20日前まで・・・違約金なし
 - ② 19日から7日前まで・・・使用料の50%
 - ③ 6日から当日まで・・・使用料の100%
2. 天変地異や不測の事故・災害等でシティプラザ使用が危険であると当社が判断したときは、使用を中止し、使用料金は全額返却する。ただし、そのために生じた損害賠償は、当社が行わないものとする。また、強風・雨天等のためやむを得ず中止する際は、協議のうえ、振替日若しくは使用料金の返還を決めるものとする。
3. 第7条、第8条および第9条等に反した行為により、当社に不利益が生じた場合、損害賠償を請求する場合がある。また次回以降の使用は認めない。

《備品のみの貸出し》

第12条 シティプラザに常設の備品や電源（電気代含む）のみの貸出しは、原則行わない。ただし、第5条1項1、2に該当すると当社が判断し、なおかつ次の項目について使用者が了承した場合は、その限りではない。

1. 貸出しは、屋外用イス（白）、電源（15A×4口・30A×4口）に限る。
2. 使用中に万が一破損した場合は、その分の代金を使用者に請求する。
3. 電気代は利用毎に税込1,000円/日徴収する。

《その他》

第13条 上記規定に定めのない項目は、当社が責任を持ってその都度判断、決定する。

この規定は令和3年4月1日に改正、施行する。

豊田まちづくり株式会社